

契約継続割引Ⅰ

(特定規模需要選択供給条件)

平成20年9月1日 実施

九州電力株式会社

契 約 継 続 割 引 I

目 次

1	適 用 範 囲	1
2	選 択 供 給 条 件 の 変 更	1
3	割 引 対 象 電 力	1
4	契 約 継 続 年 数	1
5	料 金	2
6	そ の 他	2
附	則	3

1 適用範囲

この特定規模需要選択供給条件（以下「この選択供給条件」といいます。）は、特定規模需要標準供給条件（以下「標準供給条件」といいます。）の業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当するお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 選択供給条件の変更

(1) 当社は、契約期間中であっても、この選択供給条件を変更することがあります。この場合には、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の特定規模需要選択供給条件によります。

なお、この変更を実施する場合は、当社はお客さまに対して事前に変更内容を通知いたします。

(2) お客さまは、(1)に定めるこの選択供給条件の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの選択供給条件による契約を将来に向かって解約することができます。

3 割引対象電力

割引対象電力は、原則として契約電力といたします。ただし、特定規模需要選択供給条件の蓄熱調整契約8（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）の適用を受ける場合の割引対象電力は、契約電力から蓄熱ピークシフト電力を差し引いた値といたします。

4 契約継続年数

契約継続年数は、次のとおりといたします。

(1) 契約継続年数は、当社との需給契約が継続している期間をいい、料金適用開始日から1年となる日の翌日を含む1月からを1年以上2年未満とし、適用開始日から2年となる日の翌日を含む1月からを2年以上3

年未満とし、以後はこの例によるものとしたします。

- (2) お客様の常時供給分の契約期間が1年間であっても、当社から電気の供給を継続して受けている場合は、需給契約が継続しているものとしたします。

5 料 金

各月の料金は、標準供給条件またはこの選択供給条件以外の特定規模需要選択供給条件によって算定された料金から(1)によって算定された金額（以下「契約継続割引額」といいます。）を差し引いたものとしたします。

(1) 契約継続割引額

契約継続割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の(2)の割引単価は、半額としたします。

契約継続割引額＝割引対象電力×(2)の割引単価

(2) 割 引 単 価

割引単価は、別に定める契約継続割引 I 料金表のとおりとしたします。

6 そ の 他

- (1) この選択供給条件とあわせて、特定規模需要選択供給条件の契約継続割引を適用することはできません。
- (2) この選択供給条件に定めのない事項については、標準供給条件を準用するものとしたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択供給条件は、平成20年9月1日から実施いたします。

2 この選択供給条件の実施にともなう経過措置

平成17年3月31日以前から継続して当社の電気供給約款，選択約款，標準供給条件または特定規模需要選択供給条件により，電気の供給を受けているお客さまは，この選択供給条件実施の日より4年以上5年未満の割引単価を適用いたします。なお，この場合，5年以上の割引単価の適用開始日は，平成21年4月1日といたします。